

第9回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日時：H20.11.7(金)10:00 11:47

場所：議会棟6F601 特別委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（11名）、事務局

資料：第9回議員提出条例に係る検証検討会事項書

検討会議事録 概要版

委員：ただいまから第9回議員提出条例に係る検証検討会を開始する。

10月31日に開催した前回では、第7条から第16条までの条文の規定ごとに、及び条文の規定に係る各論点ごとに、委員間で議論を行った。その上で、条例の規定を改正すべき、あるいは条例の執行又は運用について申入れをすべきなど、各論点について一定の結論を得た。

なお、第8条の論点である虚偽の申請を行った者等に対して罰則を科すべきかどうかについては、議論が平行線となり、後で、改めて議論することとなった。

さて、本日は、まず、前回に引き続き、事前に各委員からいただいたご意見を整理している前回の資料1に基づき、残る第16条から第18条までの論点について、議論を行い、結論を得ていくことにする。

次に、第18条に関する論点が終了したら、改めて第8条の罰則について議論を行う。その後、第3条の県の責務について議論を行う。

なお、本日改めて議論が紛糾した場合などは、また、次回に改めて、議論することとする。場合によっては打開案を座長及び副座長から提案して、再度議論し、結論を得ることとする。

議論の順序としては、前回の続きということで、第16条の立入検査等から、条文の順、条文ごとの論点の順に、進めていく。

検討会の議事について、一言申し上げる。委員各位には、多忙な中、何度もこの検討会の、意見聴取や討議に出席いただき、感謝する。

討議においては、非常に詳細な、専門的な規定などについて議論することとなった。議員が、このような詳細な規定について、議論をし、決定する必要があるのかとお考えの委員もみえることは承知している。

しかし、これらの論点は、第6回の検討会で、委員から提案されたものを元としている。委員から問題提起をいただいたものについて、条例の規定に反映するか、あるいは執行部への申入れに盛り込むかなど、一応、検討会として意思を決定する必要はあろうかと思う。

委員各位には、ご理解の上、引き続き熱心なご議論をお願いする。

では、議論に入る。

資料1 ページ 16 を見ていただきたい。

第 16 条の論点 2 認定生産者だけでなく、認定生産者に再生資源等を販売している事業者への立入調査も、確実に行うべきか、について議論する。

前回の検討会においては、委員から行うべきとの意見があった。

また、別の委員から、認定生産者に行えばそれでよいのではないかと、再生資源等を供給する者にまで行う必要はないのではないかと、他の委員からも同様の意見が出された。

その他の委員も含め、ご意見はいかがか。

委員：議論を戻すようだが、前回の資料1 ページ 14 に記載された県以外の主体による検査も可能とするかについて議論していただきたい。今の県当局の人員では、仮に再生資源の供給先への立入検査を行うように言っても、対応することが無理かもしれない。そのため、委託等で県以外によっても立入検査を行うことができるようにしてはいかがかという意見である。もっとも、県以外の主体によっても検査を行わせることとすると、条例の条文の改正が必要であると考えます。

委員：検査体制に限界があるから、それについて余裕を持たせる必要があるということではないかというご意見か。

これまでの議論を振り返ると、品質及び安全性の確認のため、現行の人員で検査を充実して行うようにと申し入れることとなったはずだった。

委員：それは、立入検査を義務とするかどうかについて、条例の規定を改正することとはしないこととなった。そのため、県以外の主体による検査を行わせる必要はないという議論の流れという意味か。しかし、再生資源等を販売する事業者への立入検査も、もう少し充実して行うとの県の姿勢を示すため、それを担保するための取組として、条例を改正する必要があるのではないかと。その意味で、県以外の主体による検査を可能とすることについても、ご議論いただきたい。

委員：確認したいが、認定審査に当たっては、原材料はこれだというような提出を求め、特定管理廃棄物ではない、放射能を発生しないものであるなどという、そこまでチェックすることとなっているのか。この廃棄物はどこで発生して、どのようなものが入っているのか等認定審査会や執行部でチェックしているのか。

執行部：再生資源の取扱いについては、申請時にどこから入手したものでどのようなものが入っているものなのか、書面で報告を受けている。ただし、その再生資源を製造している工場にまで、実際に立入検査をしているものではない。

委員：原材料の分析を義務付けているわけではないのか。フェロシルトの問題が発生したとき、アイアンクレイとフェロシルトとの違いの分かる資料を

提出することを条件としていた。このようなチェックを厳しくしてほしい。どのようなものでも混ぜ込んで固形化してしまえばOKというのは問題だ。最近では、医療品もすべて焼却して無害化してしまうと謳う装置もあるそうだ。リサイクル製品が元から大丈夫だということをチェックする体制や資料等は必要ではないか。それを認定委員が確認するなりするシステムとしなければならない。もっとも、条例にそこまで謳う必要はないのかもしれないが。

委員：第16条の解釈の仕方について前回伺ったが、申請者、認定生産者及び供給者を「若しくは」で結び、そのいずれにも立入検査をすることができるという規定となっているとのことだった。このような議論をしている程度のチェックをするのであれば、現行の第16条で対応できるのではないか。

委員：やる気があればできるということである。

委員：私の意見は、県の職員だけでなく、外部の者も検査をすることができるという「その他知事が指定する者」を入れた規定としてはいかがかということである。もっとも、外部の者が必ずしもよいというわけでもないが。また、私も、必ずしもこのような規定を入れるべきとの意見というわけではない。なお、第16条の当該職員の「当該」は何を指すのか。

事務局：ここの当該とは当該職員で、知事の命を受けて所管の検査等を実施する職員をいうもので、その条文の前に当該を指す言葉があるものではない。法令上の用語である。

委員：委員のご発案である当該職員だけではなく、外部の者も行うことができる規定とするかについてご意見はないか。

委員：もっとも、これについては検査等に対応しきれなくなり、執行部が外部の者の検査も可能とするような規定を入れたいと言ってきたときに対応すればよいのかもしれない。私の意見は取り下げとする。

委員：資料1ページ16の立入検査について、認定生産者だけでなく供給者にも確実に実施すべきかについては、現行どおりとする。必要に応じて行うよう申し入れることとする。

(異議なし)

委員：次に、第17条の論点1認定リサイクル製品について、市町や県民の間では認知度が低く、まだまだ普及していないとみられる、そのため、現在認定されている製品以外にも、幅広い分野で認定リサイクル製品の品目を充実させ、消費者のニーズに合うものを提供する必要があるのではないかと、とりわけ、土木資材以外の物品や建築資材の開発の促進を図るため、研究開発の支援、研究会等の開催等の取組を行うことが必要か、について議論する。資料1ページ17を見ていただきたい。

これは、5名の委員から行うべき、1名の委員から行うべきではないと

の意見が出された。もっとも、意見のなかった5名の委員は、現行の規定や現行の執行でよいとの意見かと推察している。

土木資材以外の物品や建築資材の開発の促進を図るため、研究開発の支援、研究会等の開催等の取組を行うとの意見の委員から説明していただきたい。

委員：私は行うべきとの意見であるが、現行では土木資材ばかりで、民間にまで普及を図るほどに品目が充実すればよいとの期待を込め、意見を書いたものである。条文の規定を改正するというわけではなく、現行の規定のままですでできる限り積極的に取り組んでいただければよいと考えている。

委員：第17条は県内の事業者が行う研究開発を支援することとなっているが、例えば大学などが行う場合は対象とならないのか。あるいは事業者が大学や県外や国外の企業と共同に研究して事業化する場合もあると思われるが、そのような場合はどうなのか。

委員：産学官であれ、何らか県内の事業者が関わっている必要はあるだろう。

委員：解釈の問題と思われるが、県内の事業者が少しでも関わっていれば対象となるのではないか。第6条にあるように県内の工場又は事業所で製造されたものを認定することとなっている。そのような者を支援するということではないのか。

委員：事業者が大学などの協力を得た場合や共同研究を行う場合も、対象となると思われる。すなわち県内の事業者が入っていればよいというものだ。

事務局：基本的には県内の事業者であるが、共同開発などで大学等や県外の事業者が関わっていても対象とはなり得る。もっとも、大学単独の場合には対象外となると思われる。

委員：原材料の場合にも、例えば溶融スラグ1粒でも入っていればよいのかという問題がある。例えば県外の産業廃棄物の方が、多いようなケースもある。そのようなケースについて、どのように考えるのかという問題である。

事務局：この条文は、認定されるようなリサイクル製品を研究開発しようという企業、すなわち県内企業を県が支援していこうという規定である。基本的に、県内企業が対象となる。

委員：県内の事業者が共同で開発するなど少しでも関わっていればよいというもので、大学が単独で行う場合には、この条例では支援する必要はないというものだろう。

委員：大学が単独で事業者として研究開発に取り組むという場合には対象とならないという趣旨か。それであればよい。

委員：第17条については、研究開発や研究会の開催等の取組を積極的に行うよう執行部に申し入れることとすることでよいか。

(異議なし)

委員：基本的に賛成だが、ただし、リサイクルがすべてではない、まずはゴミを減らすというのが必要である。いかにゴミを減らすかというのが前提でなければならない。リサイクルはその手段の一つである。もっとも、これはリサイクルの推進条例であることは理解しているが、申入れにおいては上手に表現していただきたい。

委員：環境森林部全体の問題として取り組むべきものという意味でもあるだろう。

次に、第 17 条の論点 2（県は）研究開発の促進だけでなく、販路開拓、市場性調査などの点からも積極的に支援すべきかについて議論する。これについても、先ほどの論点 1 のように、もう少し県は積極的に取り組むよう申し入れることとしてはいかがか。

委員：先程の論点 1 の続きのような論点だが、同様の趣旨から、やはりどのような魅力ある製品が開発されても、世間で利用されなければ意味がない。条例の趣旨も活かされないこととなる。運用の中で、そのように取り組んで言っていたきたいと考える。

委員：第 17 条については、研究開発についてのみ触れた条文となっていて、利用拡大について書かれていない。これはバランスに欠けるのではないか。「研究開発並びに認定リサイクル製品の利用、普及に対する」としてはいかがか。県の姿勢をより明確にすることができる。

委員：それは、第 17 条を改正するという意味か。

委員：利用、普及まで議会が関わる必要があるのか。それは、市場原理に任せべきというか、販路の拡大まで県が関与してよいものなのか。しかも、議会が関与すべきものなのか。この条例が当初提案される際には、公正取引委員会に独占禁止法等に抵触する懸念はないのかについて見解を伺い、適否については判断できないと回答を得たということだ。しかし、競争政策上の観点から、県が認定リサイクル製品の利用を推進するに当たっては、運用上注意が必要とのことだった。WTO の協定や官公需による中小企業の受注の確保に関する法律においても、真にやむを得ない場合を除いては直接の銘柄指定はもとより、原材料の指定など間接の銘柄指定も行っていないとのことだった。販売の拡大に行政が深く関わるのはいかがかと考える。まして議会が深入りする必要があるのかと考える。

委員：そのような考え方があることは理解している。しかし、それは第 15 条の県の調達に関する場合のことである。第 17 条については、業者に対して極端に無理強いするつもりではない。

もっとも、もし、条文にしてしまうことによって、誤った方向へ誘導する心配があるなどの条文のテクニックの点からしない方がよいという判断であればしないというものだが。研究開発と販路の拡大との両方を支援するの

が適当なのではないか。他の委員各位のご意見も承りたい。

委員：第 8 条の申請の手続きでも事業者にとってできる限り申請しやすくすべきとの申入れを行うこととなった。このような取組で今後申請が増えることを期待している。条文を改正するというわけではなく、申入れで触れることとしてはいかがか。

委員：私はそのように申し入れることで十分だと考えている。事業者がせっかく作ってくれたものについて支援することは必要だろう。委員がご指摘をされる市場原理に任せるべきとのご意見も分かるので、申入れで触れることとするのが適当ではないか。

委員：議論の趣旨はよく分かるが、販路開拓や市場性調査などは今までも県が関わっていないものだ。例えば、地域資源を利用した製品の開発という事業においても、市場性調査には関わっていないものだ。もっとも、販路開拓は少し支援しているが、それも、法律に基づいて指定されたものの、販路開拓の最初の段階を支援するものだ。仮にこのリサイクル製品の販路開拓や市場性調査を支援するというを申入れで言うことは、それも厳しいのではないか。これは、H17 年の改正において設けた規定だ。その改正に当たっての議論のときには、リサイクル製品は土木資材が多くその他の製品の充実が必要で技術開発は必要であるという議論と、県には科学技術振興センターがあるのでそこに協力させていこうという意図からだった。そのような研究開発が進めば利用にもつながっていくだろうということだった。それを、どこまで支援するかということとなると運用に任せ、市場原理に委ねる部分もある。それに対して、議会がどこまでものを言えるかは疑問である。確かに県内の業者を支援すると謳っている。研究開発の支援はわかるが、それ以上への市場へのアプローチまで介入ができるものなのか。そこまで県に求めていくのはいかがか。あるいは（申入れで）強く言うのはいかがかと考える。

委員：確かに第 17 条及び第 18 条はセットで考えれば、県が行うのは広報啓発までで、それ以上については企業努力で行うべきとの意見は理解できる。それならば、条例の規定はこのままで構わない。

委員：第 17 条について、条文の文言はそのまま、執行部に対しさらに積極的な取組を行うよう申し入れることとする。

次に、第 18 条の論点 1 認定リサイクル製品について、市町や県民の間では認知度が低く、まだまだ普及していないとみられる。そのため、今後は、市町への使用の働きかけ、農協等民間団体、企業、県民への使用の働きかけ又は積極的な P R を充実させる必要があるのではないかと、について議論する。[資料 1](#) ページ 19 を見ていただきたい。

これは、多数の委員が充実させるべきとの意見で、充実させる必要はな

いとの見解はなかった。

これは、市町への使用の働きかけ、農協等民間団体、企業、県民への使用の働きかけ又は積極的なPRを充実させるよう、申入れを行うのが適当と考える。この第18条についても申入れを行うことでよいか。

(意義なし)

事務局：ここで、議論の結論を確認させていただきたい。第16条の論点1については充実させるべきとの結論であり、論点1-1については現行のとおりということになった。また、原材料等を供給する事業者に対する立入検査を義務とするかについては、義務とはしないということによいか。県以外の主体による検査については、規定の変更はなしということによいか。

また、第16条論点1-2についても規定の変更はないという理解によいか。

委員：私の理解では、条文の変更はなく、再生資源等の種類により必要に応じて適切に行うよう申し入れることとなったというものだ。

委員：また、第17条及び第18条については、積極的に取り組むよう申入れを行うこととなったものだ。

事務局：資料1 ページ16 第16条論点2について、適切かつ必要な限度の検査を行うこととすべきかについてはいかがか。

委員：規定は現行どおりということである。

委員：立入検査については申入れを行うものであるので、そこで適切に行うこととするよう触れてもらったらいかがか。

委員：なお、条例で再生資源を供給する者に対して立入検査を行うことができるという規定になっているが、できる規定では、この条例に基づいて全員について無理にでも従わせるということではできないのではないか。

委員：第16条の解釈として「できる」規定であるので、義務づけはできないものであろう。確実にしていけるかは運用上の問題である。

委員：確実に行うことができるものなのか。仮に必要があっても、拒否する者に対して無理強いできないものではないか。仮に確実に立入検査を行うよう申入れを行っても、無理なことを言うこととなるのではないか。

委員：確実にすべきと申入れても、あるいは義務としても、あくまで行政指導であるので無理強いできないものではないか。せいぜい、強く申し入れて県の体制を強化してもらう程度ではないか。

委員：先方が立入検査を受け入れなければできないということか。

委員：それは認定生産者も拒否できるということか。

委員：(認定生産者に対しては)第13条に基づく勧告を行うことはできるのではないか。勧告に従わなければ取り消しすることができる。

委員：立入検査も確実に実施してほしいが、申入れとはいえ無理なことを言っても仕方がないものである。

委員：ここで議論したことを含めて、執行部には適切に対応していただくよう申し入れることとする。これで条例の条文について、一通り議論は終了した。

なお、前回の検討会で、第 15 条の見出し「県の調達義務等」について、改正のご意見が出された。そして、それについては、結論が出ず、検討するという事になった。

検討の結果、条文はそのまま、見出しのみ「県の調達等」と改正してはいかがかということになった。

現行の見出しでは、あたかも認定リサイクル製品がどんなに高額でも県が購入しなければならないような印象が先行すると思われる。条文の趣旨は、実際はそうではなくて、県が物品等の調達に当たっては、認定リサイクル製品を使用または購入するよう努めるものとする、というものである。従って、見出しを「県の調達等」として、義務を削った方がよいのではないかとの考えに至った。

これについて、委員各位のご意見は、いかがか。

(異議なし)

委員：次に、第 8 条の論点 1 虚偽の認定リサイクル製品の流通を予防し、県の認定するリサイクル製品への信頼及びブランド価値を確保するため、虚偽の申請を行った者等に対しては罰則を科すべきか、について改めて議論する。[資料 1](#) ページ 4 を見ていただきたい。

前回の検討会では、罰則を科すべきとの意見と、罰則を科すべきではないとの意見が拮抗した。

罰則を科すべき意見として、フェロシルトの事件を踏まえ、どの程度の罰則にするかは執行部に任せるが、罰則があった方が不正な行為を事前に防止することが可能ではないかとの意見、認定製品が駄目だからではなく、悪意をもって申請を行ったことにより行政の認定手続きに時間や税金を負担させたことが秩序罰としての過料に相当するのではないかとの意見があった。

また、罰則を科すべきではない意見として、リサイクル推進条例であるこの条例ではなく、別途規定することを検討すべきではないかとの意見、ここでいう罰則は行政処分に当たり、執行部がすべきことであるため、議会が条例を改正して罰則を科すことには違和感があるとの意見、条例第 10 条第 4 項に基づき、認定が取り消された場合には、その旨が公表されることから、それで対応できるのではないかとの意見、この条例は議員提出によるリサイクル製品の利用推進条例であり、罰則まで科すことはどうかとの意見があった。

改めて、罰則を科すべき、科すべきではない両者の意見の理由を説明い

ただきたい。

委員：私の意見としては、行政刑罰として販売されたりサイクル製品が危険なものだったから損害賠償のような意味で科すというのではなく、虚偽の申請によって行政に時間や手間をかけさせ、結果的に税金を無駄に使用することとなったことについてペナルティが必要ではないかというものだ。そのための過料を科してはいかがかというものである。なお、これは、このような意見があったということをしり入れていただくのでもよいかと考えている。

委員：私は科すべきではないとの意見である。フェロシルトの問題をかんがみると、あのようなこともあるのだから設けるべきかとも考えられる。しかし、議員が作った条例だから、設けるべきか否かについて、実際に運用しているわけではなく、判断のしようがない。仮に罰則を設けたとして、運用される後々のことを心配している。もっとも、運用する側から、罰則が必要だという意見が生まれてくるのならよいのだが。

委員：執行部の判断に委ねるとの意見か。そういう申入れをすることによってよいか。

事務局：この検討会における意見が一定まとまったら、その後に執行部との意見交換を行うことも考えている。その意見交換を経た上で、罰則について設けるべきか否かについて、検討会として意見を出してはいかがか。もっとも、執行部に委ねるとの申入れはいかがかと思われる。

委員：現実の対応を確認したいが、フェロシルトの問題が発生したとき、この条例に基づいて何らかの対応を取ったのかということを確認した。その際、この条例に基づく対応はなく、廃掃法の規定に基づいて対応を行ったということだった。廃掃法には、罰則もあり、告発もできる。この条例に罰則を入れることで効果があるのか。ここで議論されているような事例は、すなわち虚偽で申請されたもの、すなわち環境基準を超えるものが市場に流れ込むというケースかと考えられる。しかし、このようなケースの場合、上位法で対応されていくのではないか。推進条例に（罰則を）入れることで、現実として効果はあるのか。また、法律解釈として、推進条例に入れることはいかがかということが何かあると考えている。

委員：事件が起こったことについて、条例を改正する必要があるのか、あるいは他の法律で事足りるものなのか、また（後日）執行部に伺いたい。言いたいことは、県が認定をするものについて、綿密な審査をしていると理解しており、意図的な虚偽は絶対に許さないということである。議員提出条例を検証するとなったときに、なぜこれをまず先に検証することとしたのかは、やはりフェロシルトの問題があったからだ。虚偽の申請を行ったらこうなると言うことを、議論の結果として何らかの形で明記させることと

したい。

委員：何らか行った場合には、この条例以外の法律等で確実に罰せられるのか。

事務局：どのような事例について、具体的にどのような法令に基づき罰せられることになるのかは、個々の事例について検証し、法に照らし合わせなければ判断しかねるものである。

委員：フェロシルトのような事例はさておき、再生資源の含有率などについて虚偽の申請を行った場合もあり得ると考えられる。

委員：産業廃棄物の事例については、一般的に、廃掃法で罰せられることとなるのか。含有率に虚偽があった場合にまで廃掃法で罰せられるかは疑問である。

委員：フェロシルトの事件に対する痛切な反省という意味から、条文に罰則を明記すべきと考える。もっとも、具体的にどのような範囲に罰則を科すかは、執行部と協議する必要があるかとも考えているが。他の法律でたまたま罰せられたらそれでよいというものではない。当初から、大企業の製品は入ってくることは想定していなかった。除外規定を設けていない以上、入ってくる可能性はある。廃掃法だけで取り締まれるものではないと考えている。

委員：執行部と議論した後に決定することでよいか。

委員：私はこの議論について、委員のご意見はよく分かると思う。県がリサイクル製品の利用を推進していく以上、これを利用して不正なことをするのは許せないということと理解する。しかし、それをどう防ぐかについて、罰則を入れるというのはいかがかと思う。議会が作った条例とはいえ、これは執行部が H18 年に大幅に改正し、執行部の条例となっている。行政処分として行う罰則規定を、議会が入れるべきとか否かとかを議論するのはおかしい。虚偽や不正は許せないというのであれば、申入れでそのように言えばよい。しかし、罰則について我々議員が言うのはおかしい。

委員：他県で罰則を設けている事例があると聴いている。それらの適用された事例はあるのか。調べておいていただきたい。

事務局：岐阜県及び岩手県において罰則を設けているが、電話で照会を行ったところ、適用された事例はないとのことであった。

委員：この罰則を設けるか否かについては、執行部と議論した後決めることとする。

次に、第 3 条の論点 1 リサイクル製品の利用を推進するため必要な措置を講ずるものとする県の義務規定を見直すべきかどうか、について議論する。これについては、前々回の第 7 回において配付した資料 1 の 1 ページをご覧ください。

前々回における検討会では、三委員から見直すべきとの意見があった。

また、五委員からは、見直すべきではない、又は他の規定についての検証を行うことにより、第3条については見直すべきではないとの意見があった。

改めて、見直すべき、見直すべきではない両者の意見の理由を説明いただきたい。

委員：第3条における県が必要な措置を講じるとは、第3条より後の各取組のことを指すのか。

事務局：県の責務とは、総則的なものである。県の具体的な取組は、主に第15条以下などに規定されるものである。

委員：私は、第16条から第18条までについて議論をして、第16条における県の調達は、100%リサイクル製品でなければならないという、縛りをつける訳ではないということが明らかにされた。見出しを改正することとなったので、第3条については、現行の規定のままでよいのかと考えている。リサイクルの推進については県の義務とし、調達に当たっては最大限努力することとすることでよいかと思う。

委員：資料1のページ20の委員のご意見を読み、もっともと思う。県が腰が引けているとの意見ももっともと思う。しかし、フェロシルトについては深い反省をさせられる。議会が（議員提出で）改正して、いきなりフェロシルトの問題が発生した。しかし、議会の議決責任について問われたとき、当時の議長は我々には責任はないという姿勢だった。そうであれば、私は、義務規定としたのはやり過ぎだったのではないかという思いがある。どこまでが議員提案として適切なのかという問題がある。過ちてすなわち改むるにはばかりなことなかれという言葉もある。やはり努力規定でよいのではないかというのが私の意見だ。他県の規定を見ても、県の責務としては、義務規定と努力規定とが半々である。どちらが良いとは言いきれない。議会が責任を取らないのであれば、私としては、やはり努力規定がふさわしいのではないかと考えている。

委員：県の責務については、必要な措置を講ずることとしているが、県の具体的な取組は必ずしも行わなければならないということとなっていないものである。

委員：仮にこのまま県の責務を義務規定としても、その他の県の取組としては努力規定になっている。必要な措置を努力で行うこととなっている。それは、バランスとしていかがかと思う。努力規定でよいのではないか。

委員：県が認定するというそのこと自体が、必要な措置なのではないか。もちろん県が調達するという規定もあるが、第3条の県の責務は、これらの措置の前提となる条文なのではないか。この条例にとって、県の姿勢を明らかにするというものだ。

委員：具体的なことを申し上げるが、例えばリサイクル製品を熊野で製造して四日市まで持って来るといったこともあった。その場合、強度やセメントの量などを一定に保たなければならない。それにより、埋めて処分するものもリサイクルに使われた。仮に、この規定をなくしたら努力規定となり、そのような取組をしないことになってしまう。わざわざ条例を作った以上、この規定は残しておいた方がよいのではないか。

委員：この条例ができたときには、リサイクル製品はあまり利用されていなかった。（この規定は）この条例に対する意気込みを示したものではなかったのか。これによって県が利用しなければならないと理解してもらうようになったのではないか。

委員：この規定（第3条の改正）によってあまり変わっているものではない。この規定が設けられたからといって認定が飛躍的に増えているわけではなく、大きな変化はH18年の改正により規定が厳しくなり、認定が減り、中には認定を取り下げる事業者も出てきたということだった。第3条は、県の基本的な姿勢を示すものだという理解である。現実論としては第3条がどうであれ、変わらないものである。県の姿勢の問題である。

委員：この条例には、最初の制定当初には関わっていたのであるが、色々な検討がされたということだったが、当時は知らなかった。当時、芝議員、田中議員が強力に推進したということだった。それに対して、自民党の水谷議員が激しくやり合っている。今これを知ったのは残念である。水谷議員は、この条例は、県内のリサイクル産業の育成そのものが目的なのではないか、リサイクルにもまやかしかがあるとの指摘がされている。この規則を詳細にチェックしたわけではないが、仮に不正が働かれる心配があるなら義務規定ははずすべきではないか。義務規定でなければ利用推進をしなければならないわけではない。フェロシルトの事件があった当時、私は意図的に強力な政治家の関わりがあったのではないかと疑いがある。ここで、一旦、反省との関わりを含めて努力規定に戻すべきではないか。リサイクル製品の利用によってどれだけ割高のものを買うことになり県の持ち出しが増えたのか等の検証をする必要もある。やはり、義務規定とすることには、問題があると認識している。例えば、中小企業による官公需の受注の確保に関する法律もあるが、それであっても、直接の銘柄指定をするべきではないとの指導もあるものである。義務として行政を縛るのは行き過ぎと考えている。従って、義務規定は、一旦外すべきと考えている。

委員：委員にお尋ねしたい。当時、水谷議員と同様の考えを持っていた。また、一社だけが独占して全県を支配するとの事例が出てきたのは問題だった。しかし、県下でも、会社もそれに応じて対応してきたものであり、県もそれに応じて対応するべきものではないのか。肥料や堆肥なども、再生資源

が有効に活用されている。努力規定とすべきか、義務規定とすべきかと考えると悩むものであるが、条例がすでに出発している以上、それに取り組む企業はサポートしていく必要があるのではないかと考える。今の状況のままやっ
ていくべきなのではないかと考える。

委員：委員のご意見も理解できるが、三権分立を踏まえ、利用推進について行政には努力してもらう必要はある。それによって推進の流れを作っていくよう図る必要はある。しかし、義務とするのは危険性がある。努力規定でよいと考える。

委員：ここで言うリサイクルの推進とは、資源有効活用推進法に基づきこの条例を制定したものと考える。同法では、県の責務についても明記されている。その意味で、このリサイクルの推進は図られる必要がある。その条例の下で、その一つの手段として認定するということがあると理解できる。第3条は、資源の有効な活用の推進のための基本姿勢としてこのまま残しておいても良いのではないかと考える。リサイクル製品を認定して推進することは、各委員認めていることと思われる。第3条があったからフェロシルトの問題が発生したわけではない。フェロシルトの問題が発生したことを、第3条のせいにするのは理不尽ではないか。資源有効活用推進法の規定からも、県は前向きに取り組む必要はある。

委員：条文の文言の問題もある。リサイクル製品の利用に真面目に取り組んでいる人にとってみれば、検査が多くなったとの声がある中、県が後ろ向きになっている状態を見せることとなる。義務から努力にすることで、県はリサイクルの推進に関して一歩引くというメッセージを伝えることとならないかと懸念する。フェロシルトの問題は大きなことであった。第3条が誘引したかどうかは難しい問題であるが、それを防ぐために立入検査等の規定を設けたものだ。基本姿勢として後退するのは、循環型社会形成の推進を後退させるというものであり、それは議論の流れとも異なるのではないかと懸念する。

委員：執行部との協議の中で、この規定のままで困るのかどうかを検討したい。フェロシルトの問題は、この第3条を改正する前（努力規定であった頃）から起こっていたものかと思われる。その辺りの経過も含めて検討したい。

委員：すでにその点について、執行部に確認したものだ。この第3条を改正したことで、それまでと何ら変わりがなかったということだった。具体的な認定は第6条に基づき行うものであり、これらの運用は行政が行うものである。それならば、この第3条に何でこだわることかということ、議会がリサイクルの推進は義務とすると改正しておきながら、問題が発生したときには議会には責任がないと言った。行政が的確に運用しなかったからだと言った（のは不適切ではないか）。条例を作ったことについて責任はあるとい

うのでなければ、無責任なのではないか。だから努力規定にすべきだと主張するものであり、作った責任があると認めることが、私のこだわりである。

委員：この第3条の主語は、知事ではなく県である。だから議会も含めて責務を負うものである。責任について、それは議長の認識誤りだと考える。当時の責任は曖昧だった。しかしそれは、この条例とは別に考えるべきである。だから、政治家の介入のあり方なども含め議員提出条例のあり方について検討すべきと主張したが、それは別の場で行うものであるだろう。

参考までに調べておいていただきたいことがある。資源有効活用促進法第9条の地方公共団体の責務に基づき、県が条例等で、リサイクルの推進以外に、県の姿勢の表明等で取り組んでいるものはあるのか。必ずしもあるというわけではないだろうが、有無も含めて調べておいていただきたい。

委員：県の設ける必要な措置とは、第6条以降のすべての取組のことではないか。そうであれば、現在、改めて県の責務の規定を改正する必要はないかと考えられる。なお、次回以降、改めて議論させてもらうことといたしたい。

委員：議会に責任がないとは思わない。RDFの問題についても、あれを承認したことについて責任はある。同時に、執行部としての的確に執行したのか意味からの（議長の）発言かと思われる。なお、議会として責任はあると考えている。私自身、この条例に反対した者として忸怩たる思いはある。私自身、責任がないとは思っていない。

委員：私も、議会に責任はあると認識している。私自身、議員提出であれ、知事提出であれ、議決した以上、議会に責任はあると考えている。

事務局：これまで検討したことを資料として、次回の検討会で配布し、認識を共有していただくこととしたい。

委員：私の責任論について、傾聴いただき感謝する。検討会として、議会に責任があると認めていただければそれでよい。そうであれば、この第3条の規定について、現行のままでよいと考えている。

委員：条例は議決した以上、議会に責任が生じるのは当然だろう。もっとも、認定などの運用について問題があれば、それは執行部に責任があるというものだろう。

委員：第3条については、執行部に訊く話でもないだろう。

委員：当時の議長がそのような発言をしていたという事実があるので、その責任を取ることにについては、例えば（改正条例案の提出に際しての）提案説明で盛り込むこととしてはいかがか。

委員：検討会はここまでとする。

委員：どこで発言すべきか分からなかったなので、話を戻すようだが、H18の改正

により条例が改正され、規定が厳しくなって事業者には検査等の負担に耐えられなくなり、認定を取り下げる事例も出ているときいている。実施要領に係ることと思われるが、検査についてはその費用もかかるものであるので、製品によってはもっと柔軟に（検査頻度の軽減など）対応するべきではないか。これについての議論がされてない。

委員：それについては、申請者にとって申請しやすくするよう申入れを行うこととなったのではないか。

委員：それは新規の申請に当たっての対応かと思われる。すでに認定されている事業者の負担の軽減も、対応していただきたい。

（以上）